

喫煙環境を 店頭表示 しましょう



受動喫煙ってなあに？

たばこを吸わない人でも、他者のたばこの煙を吸わされることです。これによって、健康に悪い影響を受けてしまいます。



チーバくん

利用者は喫煙環境表示を参考にしているの？

平成 27 年度「千葉県生活習慣に関するアンケート調査」では、「飲食店選択時に禁煙・分煙表示を参考にすると、約 **75%** の人が回答しています。

子どもや妊婦・たばこを吸わない人を受動喫煙から守るために

飲食店・レジャー施設・宿泊施設・商業施設・理容所・美容所・金融機関・娯楽施設・遊技場などでは、健康増進法第25条により受動喫煙防止対策を講じることとされています。（努力義務）



○利用者や従業員を受動喫煙から守るためには、敷地内禁煙や施設内禁煙が有効な方法です。やむを得ず禁煙とすることが困難な場合は、分煙や時間帯禁煙等の受動喫煙防止対策に取り組みましょう。

○意図しない受動喫煙を防ぐためには、施設における喫煙環境（禁煙・分煙・時間帯禁煙等）を施設入口等に表示することが有効です。利用しようとする人が容易に判断できるよう見やすい場所に掲示しましょう。

○受動喫煙の害

受動喫煙は急性影響により体の不調を引き起こすだけではなく、慢性影響により、がん、心臓疾患及び呼吸器疾患など、様々な疾病の危険が高まります。

○妊婦（胎児）への影響

妊婦が喫煙する、あるいは受動喫煙に遭うことによって、早産や低出生体重児出産の危険性が高まることが明らかになっています。

○子どもへの影響

子どもの受動喫煙による健康被害は深刻で、気管支炎、小児ぜんそくなどの呼吸障害等の原因となります。

喫煙環境を店頭に表示しましょう

たばこを吸う人も吸わない人も、喫煙環境表示が店頭に掲示してあると、利用するお店を選びやすくなります。「吸わない人に吸わせない」ことが受動喫煙を防止する上で大切です。

喫煙環境表示例



①禁煙 = 終日禁煙のお店 たばこの煙による健康への影響がありません

◎灰皿などを全て片付け、施設内に喫煙場所を設置せず、お客様スペース全体を禁煙にします。

◎設備投資が要らず、きれいな空気、利用者と従業員の健康を守ることができます。



注意事項

○屋外に喫煙場所を設ける場合には、出入り口より極力離れた場所に設置します。

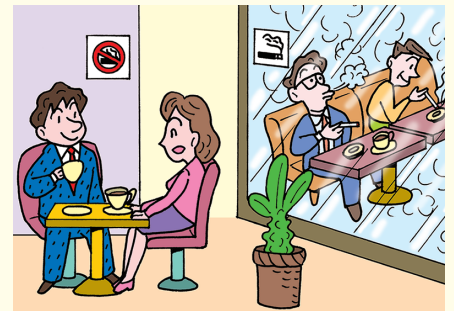
②分煙 = 禁煙席と喫煙席を壁などで完全に分けているお店

◎壁などで完全に仕切られた所に喫煙場所を設置し、その場所以外は禁煙にします。同じ空間で喫煙席と禁煙席を分けるだけでは、分煙しているとはいえません。

注意事項

○喫煙室から外にたばこの煙やにおいが漏れないようにします。

○喫煙場所の空気環境も良好な状態に保つよう排気設備を強化します。



受動喫煙防止対策助成制度

受動喫煙対策として喫煙室の設置等を行う場合、その費用の2分の1（上限200万円）について国（厚生労働省）から補助が受けられます。

★受動喫煙防止対策に関する支援事業（受動喫煙対策助成金制度等について）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

③時間禁煙 = ランチタイム等一定時間禁煙にしているお店

◎限定した時間帯を禁煙にします。

◎終日禁煙が困難なお店でも ランチタイム等を禁煙にすることで、利用者の健康を守ることができます。また、全面禁煙の足がかりになります。

注意事項

○禁煙時間帯は施設内に灰皿を置いてはいけません。

○一日につき一時間以上禁煙の時間を設定しましょう。

おいしい空気と美味しい料理



禁煙時間

午前11:00～午後2:00

受動喫煙防止に御協力ください

千葉県で受動喫煙防止対策ステッカーを作成しました

利用者が施設に入る前に、喫煙環境（禁煙・分煙など）がわかると、たばこを吸う人も吸わない人も、お店を選びやすくなります。

県では5種類の表示例を示し、そのうちの禁煙・分煙・時間禁煙について店頭表示用ステッカーを作成しましたので、ご活用ください。

受動喫煙防止対策ステッカー見本（A5判）



※ホームページからもダウンロードできます。

受動喫煙防止対策ステッカー申込方法

○受動喫煙防止対策ステッカーをご希望の場合は、簡単な申し込みが必要になります。

○申込用紙に必要事項を記入の上、お申し込みください。（郵送・FAX・メール）

※申込用紙は、ホームページからもダウンロードできます。

受動喫煙防止ステッカーの申し込みは
[千葉県ホームページ](http://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/tabako/judoukitsu.html)

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/tabako/judoukitsu.html>



千葉県 受動喫煙防止対策について

検索



喫煙可及び指定日禁煙については
ホームページからダウンロード
してご使用ください。

喫煙環境を 店頭表示しましょう

編集・発行 千葉県健康福祉部健康づくり支援課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話：043-223-2661

Eメール：kenpro@mz.pref.chiba.lg.jp

2016. 3